

市 長 会 見 資 料
平成 26 年 (2014 年) 8 月 29 日
環 境 部 環 境 総 務 課
0 7 8 - 9 1 8 - 5 0 2 9

**(仮称) あかしの生態系を守る条例を制定 (議案第 75 号)**  
 ～明石本来の美しい自然環境を未来の子どもたちへ～

**1 制定の目的**

現在、本市では、侵略的な外来生物として位置付けているミシシippiaカミミガメ (ミドリガメ) に関する様々な取り組みを推進し、繁殖による影響の回避に努めています。

指定外来種の防除等の措置を講じることにより、明石の在来の生態系に係る被害を防止し、もって生物の多様性の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、市民の生活を向上させるため、新たに条例を制定しようとするものです。

**2 条例の概要 (別紙 1 参照)**

国外又は国内の他の地域から明石市に導入されることにより、明石に従来から生息する動植物の生息若しくは生育環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるものを市の指定外来種として指定し、その取扱い等について規定を設けるものです。

**3 他都市の状況**

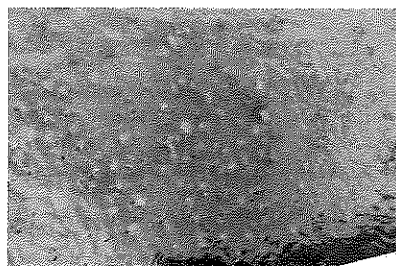
全国では、本市と同様に独自に指定種を指定し、規制を行っている自治体はありますが、県が中心となっており、市町村ではまだ少ないのが現状です。

本市では、ミシシippiaカミミガメを指定外来種として指定することとしています。なお、ミシシippiaカミミガメを規制している自治体は少なく、愛知県や佐賀県などである。

また、本市では、平成 23 年度よりミシシippiaカミミガメの防除等の取り組みを推進していますが、これは全国的にも先駆的なものとなっています。



ミドリガメの防除により  
回復したハス (西島上池)



瀬戸川下流部の状況



カメの捕獲調査

## あかしの生態系を守る条例（案）の概要について

現在、本市では、侵略的な外来生物として位置付けているミシシッピアカミミガメ（ミドリガメ）に関する様々な取り組みを推進し、繁殖による影響の回避に努めています。

このような、侵略的な生物を指定外来種として指定し、防除等の措置を講じることにより、本市の在来生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の保全などに寄与することを通じて、市民の生活を向上させるため、指定外来種の取り扱いについて条例を制定します。

## 1 条例案の概要（規定する内容）

		概 要
責 務	第3条 第4条	<p>《市の責務》 在来生態系等の被害を防止するため、市民と連携し施策を実施する。</p> <p>《市民の責務》 在来生態系等の被害を防止するための施策に協力するよう努める。</p>
指定外来種の指定	第5条	在来生態系等に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものを規制対象として指定する。
飼養者等の義務	第6条	指定外来種の飼養等を行う者は、その生態及び習性を理解し、逸出しないよう適切な施設又は設備を用いなければならない。
指定外来種の防除等	第8条	指定外来種による在来生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、当該指定外来種の防除等を行う。
助言又は指導	第10条	指定外来種の飼養等を行う者に対し、必要に応じて助言又は指導を行うことができる。
指定外来種の放出等の禁止	第11条	指定外来種の個体を放つこと、または植栽すること、若しくはその種子をまくことをしてはならない。

中止命令等	第 12 条	在来生態系等に著しい影響を及ぼすおそれがあると認める放出等を行った者に対し、その行為の中止又は原状回復等を命じることができる。
罰 則	第 13 条	中止又は原状回復等の命令に違反した者は、30 万以下の罰金に処する。
附則		この条例は平成 26 年 10 月 1 日から施行する。 ただし、第 13 条の規定は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

※ 別途規則で、指定外来種の告示や立入調査に係る身分証明書様式などを定めま  
す。

## 2 市民からの意見

当該条例案について、平成 26 年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの 1 ヶ月間、パブリックコメントを募集したところ、3 人から 10 件の意見をいただきました。

## 3 他都市の状況

全国では、独自に規制対象とする外来種を指定し、規制を行っている自治体はありますが、その取り組みは県が中心となっています。特にミシシippiaアカミミガメの指定外来種への指定については、佐賀県や愛知県で行われています。

本市では、ミシシippiaアカミミガメの防除等について、平成 23 年度から取り組みを推進していますが、これは全国的にも先駆的なものとなっています。

## 4 周知等について

広報やホームページ等により条例の周知を図るとともに、販売を行う業者に対し、個別に説明を行ってまいります。

## ミシシippアカミミガメ繁殖防止に向けた取り組み

明石の生態系に影響を与える外来種「ミシシippアカミミガメ(ミドリガメ)」の繁殖防止に向けて、下記の取り組みを実施。

### 1 防除調査・効果確認調査

#### (1) 捕獲数に占めるカメ類の割合

(単位：匹)

	ミシシipp アカミミガメ	クサガメ	スッポン	イシガメ	雑種	合計
26年度(実施中) 瀬戸川水系	1,871 (64.4%)	1,011 (34.8%)	6 (0.2%)	5 (0.2%)	14 (0.4%)	2,907
25年度(実施済) 谷八木川水系	2,019 (58.5%)	1,375 (39.8%)	35 (1.0%)	22 (0.6%)	0	3,451

- ・平成25年度の雑種についてはカウント未実施
- ・効果確認調査を月1～2回、11月末までに10回実施予定

#### (2) 防除調査によるミシシippアカミミガメの割合(平成25年度実施 谷八木川水系)

平成25年5月14日実施時	平成25年10月1日実施時
56.1% (644匹中361匹)	23.1% (238匹中55匹)

### 2 カメポスト(本庁・市民センターにおいて、職員が引き取り実施。)

- 平成26年度
- ①7月8日(火)(二見市民センター) 2件(2匹)
  - ②7月9日(水)(大久保市民センター) 1件(1匹)
  - ③7月15日(火)(魚住市民センター) 0件
  - ④7月17日(木)(市役所本庁舎北側) 1件(2匹)
- 平成25年度 56件/88匹

### 3 カメダイヤル(環境総務課で受付し戸別に引き取り実施)

(カメダイヤル専用番号：918-5585)

- 平成26年度(5月19日～通年) 42件/50匹(8月25日現在)
- 平成25年度(2週間実施) 26件/57匹

引き取ったカメは、須磨海浜水族園内の淡水ガメ研究施設「亀樂園」に收容し、研究や展示に利用。